

## 第13回長野県公文書審議会 議事録

開催日時 令和4年10月31日（月） 午後2時から午後4時まで

開催場所 長野県松本合同庁舎 502 会議室

出席者

【委員】 伊佐治委員、神戸委員、瀬畑委員、三好委員、依田委員

【事務局】 （総務部情報公開・法務課）大草企画幹ほか4名

### 1 開会

### 2 会長の選出

- ◇ 長野県公文書審議会規則第2条第1項の規定により、委員の互選で神戸委員を会長に選任。
- ◇ 同条第3項の規定により、会長が三好委員を会長職務代理者に指名。

### 3 廃棄予定公文書ファイルに係る廃棄判断についての意見聴取

（神戸会長）

それでは、次第3の廃棄予定文書ファイルに係る廃棄判断についての意見聴取について事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）

（資料1-1、1-2、2について説明）

- ◇ 廃棄予定として報告のあった公文書ファイル数は73,856件。
- ◇ 一次選別を行い、知事意見を「廃棄不相当」としたのは103件。
- ◇ 各実施機関の判断で移管としたものは1,208件。

（神戸会長）

ありがとうございました。委員の皆様から進め方についての御質問等はございますか。

では、委員の皆様から現物確認の御希望があった公文書ファイルの確認を行いたいと思います。14時50分頃まで、各自確認をお願いいたします。

#### 【現物確認（40分間）】

（神戸会長）

なかなか現物確認の時間が足りないと思いますが、一旦中断していただきまして、議事を再開させていただきたいと思います。

まずは、先ほど事務局からも説明のありましたとおり、廃棄予定の公文書ファイルに係る知事の意見のうち、廃棄不相当とされたものについて、御意見や御質問はございますか。現物確認では、廃棄相当とされているものを中心に見ていただいたと思いますけれども、資料1-1の知事の意見案を最終的に不相当としたものについて御意見ございましたらまずはお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(三好委員)

例えば、総合政策課の調査書というのがありますが、これは何の調査書でしょうか。

(神戸会長)

事務局の方でお答えいただけますか。

(事務局)

私たちが現物確認というのは基本的に行っておりません。この調査書が、知事の意見に係る理由というところで、別表の付表(6)オ(イ)調査に関わるもので結果に関わるものは移管対象ということになっておりますので、そういう指摘で保管所属に返したところ、保管所属もそれに対して意見なしとの回答がありましたので、廃棄不相当という意見を付しております。その中身が何かというところについては把握をしていないところでございます。

(三好委員)

この付表に該当するかどうかで、ある程度重要なものかどうかを判断したということですね。

(事務局)

はい。形式的な判断ということで、付表に当てはまるかどうかというところで判断しております。

(三好委員)

分かりました。

(依田委員)

叙位叙勲関係の文書の多くが廃棄不相当から廃棄相当に変わっています。例えば資料1-1のNo.14989とか、資料1-1でも4件ぐらいあって、資料1-2にも結構な数があります。叙位叙勲関係の資料は基本的に移管になると思うのですがけれども、廃棄相当とされている方にも多く入っています。どこで移管と廃棄を分けているのかが分かりません。

他の自治体を見ていると、国に出す取りまとめの課があるのであれば、そこからのものは移管になって、他の課のものはその取りまとめ課に出すだけの資料なので、廃棄になっ

ているところが多いです。また、自治体によっては取りまとめ課がないところがあるので、その場合はそれぞれの機関から直接国に資料が行くので、それぞれの機関から移管することもあります。

今回の中で、例えば、松本保健福祉事務所などの地方の事務所から直接国に行くとはとても思えないのですけれども、その叙位叙勲関係の移管・廃棄の基準をどのように考えているのか教えていただけますか。

(事務局)

叙位叙勲については、こちらも付表で形式的に拾いまして、付表上は叙位叙勲に関するところだと、叙位叙勲または褒章の候補者の選考およびその経緯に関するものは全て移管となっております。

私たちとしてはまず叙位叙勲に関するものは全て不適當という意見を最初に付したところで、その上で、保管所属に対してどういったものが綴られているのか意見を聴取したところ、選考の過程ではなく本庁からの通知、こういった選考をやりますというような通知が来たものだけであって、実質中身がないものしか綴っていないというような回答があったものについては、最終意見を廃棄適当と変更して付しております。そうではなく、候補者の選考に関するものが綴られているというものについては再度廃棄不適當という最終意見を付しているというところで差が出ているところでございます。

(依田委員)

そうすると、今日廃棄の文書を見たのですが、その中には叙位叙勲の文書がありまして、候補者の推薦とか提出の他、実際の拝謁式や内示の関係の文書もあったのですけれども、そういったものは基本的に移管になるということによろしいでしょうか。

(事務局)

依田委員から現物確認の御希望があり本日お持ちしたファイルは産業政策課の関係で、こちらは知事意見も不適當としているものなので移管されるものになります。

(三好委員)

叙位叙勲関係の仕組みについて、県によってやり方が違いますが、例えば市町村関係の叙位叙勲については県の市町村課や市町振興課で取りまとめを行い、それ以外は県の例えば秘書課や知事公室等で取りまとめを行って、それを国や内閣府に進達する形かと思えます。出先機関で叙位叙勲の資料を持っているということは、本庁に進達するよりも前の選考に至る部分、例えば市町村で当然照会をすると思うので、照会で複数の人が挙がってきて、そしてそれを絞り込んで本庁に挙げるという、その前段階のものも含まれている可能性がある、そういう理解でよろしいですか。徐々に人数をスクリーニングして絞り込んでくると、これが無くなると思います。長野県の仕組みがよく理解できていないのですが。

(事務局)

そうです。こちらの廃棄不相当という判断に対する意見を求めたところ、やはりその選考の過程があるといったものについて残しておりますので、今回廃棄一覧に入っているものについてはそういう認識です。

(三好委員)

例えば出先の保健所のものが無くなれば、スタート地点が分からなくなる可能性がある、そういうことでしょうか。

(事務局)

はい。

(三好委員)

分かりました。

(神戸会長)

依田委員、その辺の絞り込みの部分についてはいかがでしょうか。

(依田委員)

他の自治体の例を参考に申しますと、その自治体では取りまとめ課があってそこから国に提出していたのですが、その自治体も公文書管理条例を最近施行したところで、最初の年は全ての課とか事務所とかから移管としていました。しかし、全部集めてみるとかなり重複があり、やはり取りまとめ課からだけ移管すればいいということになり、現在ではその取りまとめ課のものだけを移管とし、他のものは廃棄としております。県によってそういう課があるかないかによって大分違うと思いますので、長野県の状況によってどこまで移管とするかは変わってくるかなと思っております。

(神戸会長)

ありがとうございます。規程を議論させていただいたときに取りまとめ課があるかという議論はあって、取りまとめ課がないので各課で保存しているものは全て移管という扱いにしていましようということになって、今に至っているところがありますので、基本移管するというところで、今後もし何か量的にあまりにも多くなってしまうとか、不必要だということが明らかになってくるようであれば、規定自体を変えとか、運用を変えとかそういうことは御検討いただいてもいいのかもしれませんが、現状の規定の段階では事務局が確認したような手順で確認をした結果ということによろしいでしょうか。

**【異議なし】**

(神戸会長)

その他に廃棄不相当とされたものについて、それ以外に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

【意見なし】

(神戸会長)

では、廃棄不相当のファイルは移管されることになるかと思いますので、本日は知事の意見のうち廃棄不相当とされたものにつきましては当審議会の意見も廃棄不相当と認めさせていただくということによろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

ありがとうございます。ではこちらは廃棄不相当ということで確認いたします。

続きまして知事の意見を適当としたものについて審議させていただきたいと思います。

先ほど行っていただいた現物確認、また廃棄予定公文書ファイルに係るリストを御覧いただいた中で廃棄判断について御意見があればお願いしたいと思います。まだ確認ができてないところがあると思いますが、今後の確認をどうするかについては後で御意見いただきたいと思いますので、現時点で確認いただいたものやリストの中から判断できるもので適当としたものについての御意見や、不相当の方がいいのではないかと御意見などがありましたらお願いいたします。

(三好委員)

資料2の例えば No. 2307 の税務課の政策税制のファイルは3年保存となっており、それほど重要じゃないという認識でこの保存期間になっているのかと思うのですが、内容を拝見してみますと、税制についての知事レクの結果や知事からの指示などが入っておりまして、もしこれがなくなってしまうと、後日何かレビューしなきゃいけないことができたときに、検討に支障をきたすことはないのかどうか、そこが気になりました。仕組みも含めて検討をお願いできればと思いました。

それと具体的に番号でいきますと、例えば No. 7992 の公有財産のようなところですが、これは原簿とか図面が含まれており、元は永年保存の文書だったのですが、もしこれがなくなってしまうと、後で何か困ることはないのかどうかと多少気になりました。公有財産の台帳みたいなものになりますので。

それから No. 9364、No. 9367、No. 9375 について。これも元は永年保存のものですが、温泉審議会の議案ということで、温泉の掘削許可をしないかという、当初の判断の資料ですので、これを今回一気に廃棄してしまうのが本当に大丈夫なのかなと思いました。

それと No. 20526 と No. 20528 から No. 20531 までについて。国立公園を指定したときの昔の青焼きの図面です。これがないとどこまでが国立公園の区域なのか、規制対象区域かどうかというところがちゃんと分らなくなる恐れがないのかどうか、そこが気になり

ました。古い図面などは捨てるのもう二度と作ることはできませんので。例えばNo. 20528のスーパー林道関係もそうですね。山梨県と長野県を結ぶスーパー林道で環境破壊が生じた等の様々な問題があり、当時新聞を賑わせた事案なのですが、これなどもその当時の林道開削の図面などがありますので、図面関係は重要性があるのではないかとこのころが気になるところです。

あるいは、環境影響評価準備書もそうですね。どのように環境影響評価を行ったのか、そういったようなところがありますので、その辺りは状況を確認したいと思います。

それからNo. 21966の設立認可についてです。当初の設立の資料は必要なものではないかと、後で分からなくなると困ることがないのかどうか、そこが気になったところです。

また、少し戻りますがNo. 20691の東電に対する求償の関係について、資料そのものは予算関係の支出負担等の資料です。そこまで重要ではないのですが、物が物だけに3年で捨てるにはまだ若干早いのかなという気がしなくもないかなと、先ほど瀬畑委員とも少しお話ししたところです。

(神戸会長)

ありがとうございます。今、三好委員からありました、当初の設計図書などについては、私が拝見したところではNo. 22188なども元々永年保存で設計図書がついているようなものがありました。ここは規程の廃棄や移管の基準を考えるときに御検討いただいたところではあると思うのですが、その辺りの各部局や事務局の見解で、特に支障がないとか他の部署で保管されているとかそういったところはいかがでしょうか。お分かりになる範囲でお答えいただければと思います。

(事務局)

特に各保管所属に対してさらに確認を行っておりませんので、各保管所属で廃棄の判断をする際に、廃棄しても問題ないという判断をされたというところだとは思いますが、それ以上の確認は行っておりません。

(神戸会長)

分かりました。そうしますと各保管所属でこれらが廃棄されても特に支障がないという判断がされた結果として出てきているという前提で、御審議いただければとは思いますが、また、特別の事情があつて残した方がいいのではないかとかそのような御意見等があればお願いします。

(瀬畑委員)

私自身もまだ確認ができてないのですが、先ほど三好委員も挙げられていたNo. 9364からNo. 9375の温泉審議会関係についてです。知事の最終意見を不相当とした一覧にも温泉審議会議案などがたくさん含まれているのですが、それと知事の最終意見を相当としたものは、何が違うのですか。名前だけ見ていると同じ系統のように見えるのですけれども。

(神戸会長)

No. 9364 でしょうか。

(瀬畑委員)

はい。No. 9364、No. 9367、No. 9375 です。先ほどの資料 1 - 1 の最終意見を不適當としたものの一覧にあるように、温泉審議会関係の文書はほとんど不適當で、結局移管されることになっているのだと思うのですが、その中でこの 3 つだけこのような扱いなのは、どういう理由があるのでしょうか。その 3 つ以外の文書は全部移管になっており、意見は変わったはずなのではすけれども。

知事の見終意見を不適當としたもので、No. 9361、No. 9362、No. 9363 は移管になっていて、No. 9364 だけ廃棄適當になっていて、No. 9365 は移管になっているので、元々この辺りは意見が変わったものなのではないかと思っています。なので、そこの中からたまたま落ちてしまったものなのか、確認したいです。

(神戸会長)

事務局からお願いします。

(事務局)

こちらは、元々知事の当初の意見を不適當としていたものでございますけれども、適当に変えた理由というのが、資料 1 - 1 のシート 2 枚目の知事の見終意見を不適當としたものというところに記載がございます。

これは不適當ではないかと保管所属に指摘したところ、例えば No. 9364 の温泉審議会議案でございますけれども、これは別表付表の (5) (カ) b に当たると保管所属から回答ございました。それは何かといいますと、各種委員の任命に関するもののうち、その他に当たるものです。これについては、付表上廃棄に当たっておりますので、廃棄すべきということで保管所属から意見がありまして、知事としてもそこに該当するのであれば、廃棄適當であるということで意見を変えたというものでございます。

(瀬畑委員)

実際に私も現物確認できていないので何とも言いがたいのですが、他に不適當に変わったものとこれは、見比べてみて本当に何が違ったのかっていうところが、むしろ重要な気がしています。

だから年度的に、例えば、翌年の昭和 32 年度まで OK になっているのに、何故 1 年前の昭和 31 年度だけそういう違う判断が出るのだらうと思っています。No. 9364 と No. 9365 です。ここに一体何の違いがあったのかというところなんです。こういうのは全体的にまとめている以上、1 個だけ抜けて、捨ててよいというのは何かちょっとおかしい議論のような気がしています。まとめているのであれば、全部移管した方がいいのではないかと個人的には思っております。

(三好委員)

その方がかえって楽な気がしますね。

(神戸会長)

事務局の方では、その実施機関の方から(5)(カ)bに該当するという回答がきて、確認されて、そういう理由ならば廃棄適当でいだろうという判断をされたということなのですが、現物を見ていらっしやらないということでしょうか。

(事務局)

現物は見えておりません。形式上の判断をしておりますので、私たちとしては形式的に廃棄に当てはまるのであれば、廃棄とすべきという判断をしたということでございます。

委員の皆さんの話し合いといたしますか、御意見の中で一連を移管すべきなのではないかということであれば、そういった御意見を頂戴できればと思います。

(神戸会長)

分かりました。

では、瀬畑委員の方から一連で扱わないのはおかしいだろうということで、不相当としたほうがいいのかという御意見をいただきました。この点については、皆さんいかがでしょうか。依田委員お願いします。

(依田委員)

はい。私もその意見に賛成です。温泉審議会のNo.9364、No.9367、No.9375ですが、現物を確認したところ、知事から審議会への諮問とか、審議会から知事への答申などがついていたので、やはり諮問答申がついている限りは、移管になるものと思います。

(神戸会長)

ありがとうございました。

まさに現物確認していただいたの御意見もありましたので、No.9364、No.9367、No.9375については、審議会としては廃棄不相当ということで、意見としたいと思っておりますけれどもよろしいでしょうか。

**【異議なし】**

(神戸会長)

ありがとうございます。

その他で、今日の段階で御意見のある方いらっしやいましたら、お願いしたいと思っております。瀬畑委員、お願いします。

(瀬畑委員)

私もすべての文書の確認ができていないのですけれども、先ほど三好委員がおっしゃっていた No. 20526 から No. 20531 までの図面の類についてです。他に何かきちんという資料が残っているならまだしも、そうでないものがあるのであれば、例えば八方尾根とか梅池のロープウェーのものは作るときの計画書の図面なので、その後何かもし実際に問題が起きたときに、おそらくこれは必要になるのだろうと思っています。そういったものを見る人はそんなにいないかもしれませんが、こういうものに関しては残した方がいいのではないかと考えています。あと、ずっと永年保存されてきたという経緯もありますので、残していいのではないかなと思います。

また、三好委員と先ほどお話をしていた No. 20691 の原子力災害特措法のもは、長野県も東電に請求しているのだと新鮮でした。事件が事件であるということを考えて、やはり東日本大震災復興関係のものはある程度系統立てて、長野でも被害があったということも含めて、これは残しておくべきものではないかと思っています。

次は No. 21169、No. 21170 についてです。これは研究所の紀要みたいなもので、冊子になっていました。これに関しては ISSN もついていたので、おそらく国会図書館にも入っているのではないかという話だったのですが、長野県内のどこかにちゃんと一冊あり、一般的に見られるようになっていけばいいと思っています。なので、特に県立図書館や歴史館に所蔵があり、永久的にそれがきちんと捨てられずに保管されているというのであれば、そこまで固執しなくてもいいのかなと思います。あと、国会図書館でデジタル化してネット上で公開していると言うのであれば、また別かと思っています。

あと、鉱山の関係です。米子鉱山や小串鉱山のものに関しては、公害防止の工事の図面や小串鉱山については写真などがついており、要するに防止工事をどうやってやったかという内容の文書です。休鉱山とか廃鉱山ではあるのですが、環境問題が起きる可能性が今後もゼロではないというものでもあるような気がしています。ですので、No. 22182 と No. 22188 の系統のものが多分いっぱいあると思うのですけれども、これに関しては将来のことも考えて、残した方がいいのではないかと考えました。ただ、No. 22202 の休廃止鉱山鉱害概査結果報告書は、その当時の状況がどうだというものだったので、これはどこまで残すべきなのかということは、ちょっと分からないなと思いました。

一つ前の No. 22176 の液化石油ガス関係事故は、一般家庭で起きている LP ガスの事故などの報告書だったので、これはいらないかなと見ていて思いました。

あと、No. 21666 のジャスコの関係については迷っています。かつてあった大規模小売店舗立地法で、大規模な店舗を進出するときに、必ず地元の許可を取らなければいけないという関係の書類かと思って見ました。基本的な図面と地境の変更届とかそういったものが中心で、残すべきなのかどうなのか、私も確認すべきだとして挙げましたが、迷っているところです。これを他の方が見て、必要ないというのであれば必要ないのかなと思っています。

今のところ、見た部分での意見は以上です。

(神戸会長)

ありがとうございました。

瀬畑委員から、先ほど三好委員からもありました自然保護課の No. 20526 から No. 20531 までの件と、No. 20691 の件、御意見いただきました。ここについては形式的には廃棄に該当するというはその通りかと思うのですが、将来のために必要な部分があるのではないかということで、鉱山の関係も御意見いただいております。その辺りはどうでしょうか。審議会としてもそれが必要だということで、この段階で結論を出すことでよろしいでしょうか。担当課にお戻しすることも必須ではなくて、そのような形で将来のために必要だということであればよろしいでしょうか。保存期間を永年にしていたところを今回規定で 30 年にしているところではありますけれども、やはり中を見させていただいて、必要性があるという審議会の判断だということによろしいでしょうか。

(事務局)

はい。審議会の判断をいただければそれで結構でございます。

(神戸会長)

分かりました。

では、今の No. 20526 から No. 20531 までについては、残す方向で反対の方はいらっしゃいますでしょうか。

【意見なし】

(神戸会長)

よろしいでしょうか。それでは、こちらは廃棄不相当ということをお願いしたいと思います。

あと、No. 20691 の原子力の求償の関係ですけれども、特殊な事例であり、あまりにも短期でもありますので、残すという御意見でした。確かに貴重なものになるかとは思いますが、残しておいても良いのかなと思いますが、反対の御意見ありますでしょうか。

【意見なし】

(神戸会長)

よろしいでしょうか。では、こちらについても廃棄不相当ということにさせていただきます。

それから鉱山の関係で、No. 22182、No. 22188、No. 22202 についてです。公害防止の観点から、将来のために残しておく必要があるのではないかという御意見いただきました。これについて反対の御意見の方いらっしゃいますでしょうか。

【意見なし】

(神戸会長)

よろしいでしょうか。では、こちらにつきましても残すということで廃棄不相当とさせていただきますと思います。

あと、御意見いただきましたのが、No. 21169、No. 21170 が長野県内に 1 冊残るかどうかというところでありますが、こちらは何か御確認いただいたほうがよろしいでしょうか。残るのかどうか、どこにあるのかというのは、現時点では分からないでしょうか。

(事務局)

確認させていただき、次回報告いたします。

(神戸会長)

はい。別の部署にきちんと保管されているなど、残っていることが確認できれば、ここでは廃棄でもいいかなということだと思います。

(事務局)

No. 21169、No. 21170 の 2 件でよろしいでしょうか。

(神戸会長)

そうです。よろしく願いいたします。

それから No. 21666 の大店法の関係のジャスコの件について御意見いただきました。こちらについては、他の委員から御意見ありますでしょうか。

三好委員お願いします。

(三好委員)

タイトルだけ見るとかなり興味をそそられるものではあったのですが、内容は確かに形式的なもの、例えば登記簿であるとか、創業当初のものだったので、何かこれがなくなっても大きな影響はないのかなという感じは直感的に受けました。なので、どうしてもないと困るものでもないのではないかなという感じは持ちました。

(神戸会長)

ありがとうございます。私もこれを拝見しましたが、一般的な必要な形式的な書面かなという感じはいたしました。規定上は廃棄に該当するものかと思いますが、廃棄でもよろしいかなと思いますが瀬畑委員はいかがでしょう。

(瀬畑委員)

はい。これは他の委員の先生方が廃棄だと言うのであれば、それで構わないと思います。

(神戸会長)

では、これについては廃棄相当ということにさせていただきますと思います。

あと、すいません。何か御意見いただいていたでしょうか。

(瀬畑委員)

液化石油ガスについてです。私はあまり必要ないと考えています。

(神戸会長)

三好委員がおっしゃっていた No. 22176 はいかがでしょうか。

(三好委員)

こちらは問題ないと思います。No. 21966 ではないでしょうか。

(神戸会長)

失礼しました。設立認可についてですね。こちらの No. 21966 の設立認可についても当初の資料だということが残した方がいいのではないかという御意見いただいています。反対の御意見ありますでしょうか。

【意見なし】

(神戸会長)

特にないようですね。No. 21966 につきましても、廃棄不相当ということにさせていただきたいと思います。

現段階で他に御意見のある委員さんがいらっしゃいましたらお願いします。

依田委員、お願いします。

(依田委員)

この資料 2 を見ていくと、No. 56514 から No. 57619 までの義務教育課と高校教育課の文書ですが、中身も全部見たのですけれども、あえて廃棄にする理由がよく分かりません。昭和 27 年以前のもものは全て移管するというようになっていたと思うのですが、今回のこれらは、昭和 3 年度、昭和 10 年代とか、昭和 27 年以前のものばかりですけれども、それを廃棄する理由が見つからないということをちょっと申し上げたいと思います。

(神戸会長)

事務局いかがですか。

(事務局)

はい。昭和 27 年以前のもものを移管するというお話があったのですけれども、当県としまして年度で区切って、これ以前を全て移管するというような決まりは設けてございません。

審議会でそういった議論になったのですけれども、昭和 27 年だから捨ててはだめだ、

昭和 28 年だから捨てていいというところでなかなか線は引けないという議論がございまして、最終的にそういった線引きは行わないというのが審議会での決定だったかと思えます。

そういったことで今は廃棄になっておりますけれども、中身を見ていただいてまた御意見をいただければと思います。

(依田委員)

審議会でご実施機関の文書管理規程を審議するときに、当初の別表の案には昭和 27 年という線引きが入っていたのですが、これについては、対象文書が全て条例施行前文書になるので、その別表には入れずに本則の附則の経過措置で、昭和 27 年以前のは移管と入れるという説明を聞いたことを記憶しているのですが、どうなっていますでしょうか。

(神戸会長)

そうですね、私もそういう説明があったような記憶がございまして。

現状、各実施機関にそういう基準がないので永年保存から 30 年保存に変わり、期間が満了したファイルが今回挙がってきたということになるわけでしょうか。

(事務局)

大変申し訳ありません。改めて規程を確認したところそのような規定がございました。事務局としてその規定を失念しておりまして、保管所属から提出されたものを追認してしまったという状況でございます。規定を確認しまして、改めて年度の区切りがあるものにつきましては、12 月に報告をさせていただきたいと思っております。なお、同様のファイルについて昭和 27 年よりも新しいものも入っている可能性がございまして、その部分についてどうした方がいいのかというところを御審議させていただきたいと思っております。昭和 27 年度以前のものにつきましてはもう一度確認の上、規定通りに不相当といえますか廃棄されることのないような方向で修正をさせていただきたいと思っております。12 月の審議会でご報告をさせていただきます。申し訳ありませんでした。

(神戸会長)

はい、ありがとうございます。

そうしましたら依田委員、昭和 28 年以降のものについて意見がありましたら、お願いできますでしょうか。

(依田委員)

今の関連ですけれども、ここに挙げたリストは、昭和 27 年以前のものうち、ごく一部で、他にまだ多くありますので、その辺りをよく検討いただければと思っております。

それ以外で気になったものがありまして、No. 55106 の教育政策課の基本方針です。県の教育基本方針を決めたときの検討経過とか対応が載っていて、基本方針本体について

は別の決裁があるのか分からないのですが、この検討経緯とかもここに入っています。もしその基本方針を実際に決める決裁が別にあつてそこに検討経緯も入っているのであればそちらを移管すればいいですが、もしそちらに基本方針の決裁だけが入っているのであれば、ここの検討経緯もあつた方がいいなと思つたところです。

(神戸会長)

ありがとうございました。この辺はお分かりになりますか。

(事務局)

このNo. 55106につきましては、保管所属の方から直前にやはり残すべき文書だったかもしれないといった相談を受けていたものですから、依田委員の御指摘の内容が入っているものと思いますので、審議会から不適當という御意見をいただければそのようにさせていただきますと思います。

(神戸会長)

はい、ありがとうございます。

私もこれを拝見しましたがけれども、教育長レクのメモとかそういうものもあつたりしまして、政策決定の過程が入っているものかなと思つたので、依田委員の意見に私も賛成です。

では、審議会としてこのNo. 55106については、廃棄不適當という意見とさせていただきますことよろしいでしょうか。

**【異議なし】**

(神戸会長)

はい、ありがとうございます。

三好委員お願いします。

(三好委員)

先ほど申し上げたNo. 2307の政策税制ですが、これも元の保存期間の設定は3年で、教育委員会のファイルの考え方と相通ずるところがあるようなのですが、知事レクの結果などが入っているので、他に移管されるものがないということになるとちょっとどうかなという気もしました。

(神戸会長)

他にあるかどうかは事務局では現状では分からないというところでしたね。

(事務局)

はい。

(神戸会長)

基本的には同じ考えであれば残す方向でよろしいのかなと思います。何か御意見ある方いらっしゃいますか。

(瀬畑委員)

基本的には残す方向でいいと思います。

今気になってきたことがあって、つまり政策決定の過程に至る文書は元々結構短く保存期間を設定されて捨てられやすいという傾向があるというのは前からよく言われていることで、ひょっとすると3年とか5年とかの保存期間で今回の文書と似たようなものが他にもいっぱいあるのではないかという疑いが出てきて。もう一回廃棄文書の一覧を見直す気力はないのですが、ただ今のような実際にこういう系統の文書はやっぱり残さなければいけないというようなことがあるのであれば、何か他のものの中にも似たようなものが混ざっている可能性はあるような気がして。今は結局我々が全部拾うしかないのかという感じがしますが、それはかなりきついと思います。こういうものを実際に残すために、検討し直す文書がないのだろうかということがすごく気になっています。ちょっと話を大きくしてしまっている気がして申し訳ないのですけれども。

(神戸会長)

ありがとうございます。

廃棄についての審議の方法とか事前の準備とかについても、まだ初年度で手探りの部分がございます。瀬畑委員がおっしゃるように見逃してしまう可能性もあるのかなとは思いますが、他の委員の皆様は何か御意見ありますか。この後議題として付加情報を加えるというものがあります。もう少しリストだけからも判断しやすくなるということや、その情報について各実施機関の方でもそういうものがあつたかないかということを確認する作業にもなるのかなという話ですが、そちらの方で議論させていただく形でよろしいですか。本日用意されたファイルを委員の皆様も全部は御覧になれていないかと思えますので、今日の現物確認のリストはもうこれでよしということになるということじゃなくてもよろしいかなと思います。ちょっと時間が足りなかったかなと思いますので。そうしましたら今の No. 2307 の三好委員から御意見いただいたものについては残すということで、廃棄不相当ということで決めさせていただくことでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

はい、ありがとうございます。

その他で、今の時点で具体的に不相当という意見などありましたら、いかがでしょうか。依田委員どうぞ。

(依田委員)

先ほど既に決着がついている No. 21169 と No. 21170 の年報とか紀要、環境保全研究所のもので、これは私がリストアップさせていただいたものなのですが、こういう施設では毎年こういう年報とか紀要を出していると思うのですね。たまたま今回これだけをピックアップさせていただきましたが、他にもいっぱいあると思います。そうするとやはりその組織の政策決定の過程とか、その組織の成り立ちとか、1年間の業務の実績とかが分かる資料としてやはりどこで保存されているか分からないということもありますので、永久保存となる公文書として残すような検討をされた方がいいかなと思ったところです。

(神戸会長)

他にありますか。三好委員、お願いします。

(三好委員)

依田委員の御指摘の通りと私も思うのですが、やはりどこにあるのかということで、県立図書館にあればいいじゃないか、県立歴史館にあればいいじゃないかという議論もあるのですが、やはり作成元が責任を持ってずっと、それはそこに行けば必ずあるといったような形をとる方が本来の姿ではないかという気はいたします。自分が作ったもの、紀要というのは大学の紀要もそうですけども、その大学に紀要がなくなったのでは意味がないのでそれと同じように考えれば、ぜひ大元のところに必ずそれがあるという体制は必要かなと。年報や紀要も軽微なものではありますが、それなりに貴重なデータも入っているものですので、それはそういう考え方が必要かなと私は思うところであります。

(神戸会長)

ありがとうございます。

他の委員の皆さん今の点についてはいかがでしょうか。瀬畑委員お願いします。

(瀬畑委員)

多分これは行政資料的なものをどうやって系統立てて残しているかということにも関わるような気がします。つまりいろんな部署が作っているパンフレットみたいな類とか報告書みたいな類とか、そういうものが市町村レベルでは結構図書館の郷土資料室に入っていたりとかすることがあったりします。安曇野市文書館では、行政資料を集めるという方針になっています。ただ持ってきてくれと言われても持ってこないで1年に1回、回収しに行くということを他の県でもやっているところがあります。行政資料は、一般市民向けに配ったりするものでもあり、実は施策とかを見るには一番分かりやすいものであったりします。紀要とかも含めて行政資料だというような位置づけでいいと思うのですけれども、それを公文書館が保存するのか、県立図書館で保存するのか、または両方とも持つというのもありだと思います。全体的な構想として、行政資料的なものとか毎年刊行されているような刊行物が、県報とかも含めたものの保存の仕方をどう考えるかにもよるのかなと思っています。ですので、また話が大きくなってしまおうのですが、そこに関

連する話なのかなというように思っています。

(神戸会長)

ありがとうございました。

その辺は統一的な考えは県の中ではまだなく、各部署の判断、各機関の判断でという感じになっていますでしょうか。

(事務局)

刊行物等につきましては、現状ですけれども全て県立図書館に納めるような仕組みになっております。あわせて当然国立国会図書館にも納めるような仕組みになっております。少なくともここ10年は全て、発行したものについては県立図書館や地域振興局の行政情報コーナー、県庁の行政情報センター等に配架になっておりますので、現状は問題ないということでございます。

(神戸会長)

分かりました。No. 21169 と No. 21170 については、先ほど長野県内にきちんと保管されているかどうかというところを御確認いただくということでしたけれども、基本はあるだろうということによろしいですか。

(事務局)

ここまで古くなると、ルールがその当時から生きていたかは分かりませんが、ここ10年は少なくともそういうルールでやっておりましたので大丈夫だと思います。

(神戸会長)

依田委員と三好委員からは、発行した部署できちんと保管すべきではないかというご意見がありましたけれども、この点につきましては残っているかどうか確認してからにしますか。こういう古いものと県立図書館に残っていない、各部署単位になってくるといようなこともあるということを確認していただいた上で、各部署で残すべきだということにするのか、統一的に県立図書館でということにしていくのか。また次回にさせていただくことによろしいでしょうか。

**【異議なし】**

(神戸委員)

はい、お願いいたします。

今日の段階ではこの現物確認のリストについてまだ見きれていないところがあるかと思いますが、次回の審議会でも継続して審議させていただきたいと思いますので、本日のリストに掲載された分で確認が不十分というものがあれば次回もお願いしたいと思います。では、今回未確認だった部分も含め、今年度の残りの現物確認につきまして、事務局

から御説明をお願いします。

(事務局)

- ◇ 今年度現物確認の希望があるファイルは残り約 3,500 件。
- ◇ 審議会の場で確認することは不可能なため、特定の委員に審議会として確認を委任することを含めて議論をしていただきたい。
- ◇ 仮に委任となった場合は、確認結果を次回の審議会で報告いただき審議会としての意見を議論いただくことになる。

(神戸会長)

ありがとうございます。

実際問題、本日の確認方法だと時間的に無理があるように思いますので、ただいま事務局から御提案いただいたように、特定の委員に委任して確認していただくというのは建設的な方法かと思いますが、委員の皆様はいかがでしょう。

【異議なし】

(神戸会長)

よろしいでしょうか。では、具体的には今年度は瀬畑委員と依田委員に確認を希望したもののまだ御確認いただけていないものがあるとのことですので、当審議会として瀬畑委員と依田委員に現物確認を委任するというところでよろしいでしょうか。

(瀬畑委員)

現物確認については頑張ってくださいという感じですが、ただ私と依田委員が挙げたもののリストを先に作っていただいて、他の委員の皆さんにも共有していただきたいと思います。その中にご自身で確認したいというものがもしあれば、それに関しては例えば私が確認していても、数点であれば最終的には審議会の場に持ってきて12月の審議会で確認していただくとか、そういうやり方はあるような気がします。

(神戸会長)

分かりました。では瀬畑委員と依田委員から御希望のあるものについての情報を共有した上で、現段階では瀬畑委員と依田委員に委任させていただいて、追加で御希望がありましたら確認の方法を御検討いただくということでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

ありがとうございます。

#### 4 現物確認を希望するために必要な付加情報

(神戸会長)

それでは、次第の4の現物確認を希望するために必要な付加情報について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

- ◇ より効果的な現物確認が行えるよう、来年度以降、廃棄予定一覧に付加情報を記載することを検討している。
- ◇ 事務局としては資料3を想定している。
- ◇ 次回の審議会で内容を決定したい。

(神戸会長)

ありがとうございました。確かに今年度いただいた情報だけですと名前だけになってしまうので、瀬畑委員や依田委員に現物確認の要望を挙げていただいたのは大変ありがたかったと思います。この情報だけでは判断が難しい部分があると思いますので、このような付加情報を載せる方向でお願いできればと思います。事務局から御説明のあったとおり、今日どのような情報を付加するかを確定するわけではなくて、次回までに委員の皆様にも御検討いただいてここに挙げられているもの以外に付加すべき情報があるようでしたら承りたいとのことですが、今日のところはそのようなところでよろしいでしょうか。

(瀬畑委員)

(2)に挙げている部分は、先ほど問題になったNo.2307のような文書がうまく引っ掛かるような書き方をしていただきたいです。外部との会議という言い方ではなくて、知事レクとかに関連するものが引っかかるようにすることが望ましいと思います。

(神戸会長)

ありがとうございました。

その辺は事務局でも御検討いただいた上で皆様にも御検討いただければと思います。

(伊佐治委員)

付加情報は、全部の廃棄予定公文書ファイルにこのような情報が入ってくるということでしょうか。

(事務局)

そのような理解で結構です。

(伊佐治委員)

結構大変だと思いますが。

(事務局)

そう思いまして、今年度は機械的に抽出できる情報だけで一覧を作成したのですが、やはりやってみると上手くいかない部分が出てきましたので、こういった情報は追加すべきではないかという議論を事務局でしたところです。

(伊佐治委員)

担当課でこの廃棄予定公文書をリスト化するときに付加情報としてセットで作るということになるのでしょうか。相当大変な事務になりますので、手戻りになってはいけないと思ったのですが。

(事務局)

当初に提出いただく際にこれらの情報を記載していただくことを想定しております。

(伊佐治委員)

分かりました。

(依田委員)

このような付加情報を付けていただくと大変ありがたいと思います。事務作業は大変になると思いますが、全ての公文書ファイルに対してこの情報を付けるのか、誰が考えても廃棄してよいものにまで付けるのか、その点を御説明いただけますか。ちなみに国ですと、リストは全ての行政機関から入手しておりまして、名称だけでは分からないものはたくさんあります。例えば「その他」と書いてあると何が何だか分かりません。同意をするにも内容を分かった上でないと同意できませんので、そういうものには詳細な情報を入れてもらっています。誰が見ても廃棄でよいようなものにまでは要らないような気がします。ちなみに、今年度のリストにも「その他」がたくさんありますが、それらについてはどうするおつもりなのか教えていただけますか。

(事務局)

事務量を考えてのお話をいただきました。(1)の「内容に係る簡易な説明」につきましては、例えば、瀬畑委員から内容の確認が必要との御指摘をいただいたファイルで「〇〇一般」という名称のものがございます。これは、私たちの業務の中ではよく使う名称で、〇〇に関する雑多なものが綴られているという認識しております。私たちとしては何も説明がなくても明らかに廃棄適当という認識にはなるのですが、外部の方の目線からすると「〇〇一般」と書かれていても何が入っているか分からないというのは当然の御指摘だと思います。そういった感覚がある中で、一般的にどう考えても廃棄だという判断をするのはなかなか難しいのではないかとということで、全ての公文書ファイルについて、事務量的に大変厳しいものはありますけれども、そういった情報を付加していくべきではないかと考えまして、このような提案をさせていただいております。

今年度につきましては、今から全てのファイルについてこれを一からやるのは時間的にも厳しいものがあります。当県の事情で大変恐縮ですけれども、本来であれば今頃は既に廃棄を行っている時期で、新たに公文書の保管スペースを確保することが必要な時期になっておりますので、このまま廃棄できない期間を伸ばしていくのは厳しいところです。このような事情がある中で、瀬畑委員から付加情報が必要なものとして3,400件いただいておりますので、今年度はそれに限って情報を入手することとさせていただきたいと考えております。全ての公文書ファイルについて一から情報を付加するのは、今年度は見送らせていただき、来年度からそのようにしたいと考えております。

(神戸会長)

依田委員、今年度についてはそのようなことでよろしいでしょうか。

(依田委員)

はい。

(神戸会長)

ありがとうございます。

では、次第の4については各委員、事務局で御検討いただきまして、次回の審議会で再度意見をいただいて決定したいと思います。

## 5 その他

《次回の審議会の日程》

令和4年12月27日(火)10時から12時まで。場所は松本合同庁舎を予定。

## 6 閉会

以上のとおり議事録を確定する。

令和4年12月1日

長野県公文書審議会 会長